下水道排水設備工事責任技術者共通試験について

宮崎県下水道協会では、指定工事店の技術水準の平準化を図るため下水道排水設備工事責任技術者について県下共通試験を行っています。

当該年度に実施される試験の日時や会場、申込方法等については、ホームページの新着情報欄等に適宜掲載します。

下水道排水設備工事責任技術者共通試験　概要

試験日時	11月の第３日曜日（開始時間は年度による） （会場受付は、開始時間の1時間程度前から）
試験会場	宮崎JA・AZM 宮崎市霧島一丁目１番地1 **※試験会場は、変更となる場合があります。** **試験会場の駐車台数には限りがあり、ご利用できない場合がありますので、できる限り公共交通機関をご利用ください。** ■バス ・宮崎駅（西口）よりデパート前まで徒歩８分、平和台線（８番線）乗車、「花殿町」下車徒歩１分（約２０分程度） ・宮崎駅（東口）より平和台線（８番線）乗車、「花殿町」下車徒歩１分（約２５分程度） ■タクシー ・ＪＲ宮崎駅（西口）より約１０分 ・ＪＲ宮崎神宮駅より約１０分

【地図】

受験資格

試験の受験資格は、試験実施日において**年齢が満２０歳以上**で、下記のいずれかに該当する人です。（実務経験は、申込日を基準に算定）

1、学校教育法（昭和２２年法律第２６号）による高等学校、高等専門学校又は大学（以下「高等学校等」という。）の土木工学科、土木科、農業土木科、農業工学科、建築科、建築工学科、設備工学科、衛生工学科（以下「土木工学科等」という。）又はこれに相当するものとして会長が認める課程を修了して卒業した人で、排水設備工事又は排水設備工事以外の下水道工事若しくは水道工事（以下「排水設備工事等」という。）の設計又は施工に関して**１年以上の実務経験を有する人。**
2、学校教育法による専修学校又は各種学校（以下「専修学校等」という。）において、土木工学科等又はこれに相当するものとして会長が認める課程を修了した人、及び職業能力開発促進法（昭和４４年法律第６４号）による公共職業能力開発施設において配管科を修了した人で、排水設備工事等の設計又は施工に関して**１年以上の実務経験を有する人。**
3、高等学校等を卒業した人で、排水設備工事等の設計又は施工に関して**２年以上の実務経験を有する人。**
4、排水設備工事等の設計又は施工に関して**５年以上の実務経験を有する人。**
5、高等学校等において、土木工学科等の課程を修了して卒業した人で、農（漁）業集落排水施設、コミュニティプラント、合併処理浄化槽等（以下「農業集落排水施設等」という。）の工事の設計又は施工に関して**１年以上の実務経験を有する人。**
6、専修学校等において、土木工学科等の課程を修了した人、及び職業能力開発促進法（昭和４４年法律第６４号）による公共職業能力開発施設において配管科を修了した人で、農業集落排水施設等の工事の設計又は施工に関して**１年以上の実務経験を有する人。**
7、高等学校等を卒業した人で、農業集落排水施設等の工事の設計又は施工に関して**２年以上の実務経験を有する人。**
8、農業集落排水施設等の工事の設計又は施工に関して**５年以上の実務経験を有する人。**

なお、上記の要件を満たしているにもかかわらず、**次のいずれかに該当する人は、試験を受験することができません。**

（１）不法行為又は不正行為等によって試験の合格又は責任技術者としての登録を取り消され、２年を経過していない人

（２）前号に掲げる人のほか、会長が受験を不適当と認める人